

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（抄）（平成12年東京都条例第215号、令和4年東京都条例第141号最終改正）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（抄）（平成13年東京都規則第34号、令和4年東京都規則第236号最終改正）

新旧対照表

条例（改正案）	条例（現行）	条例施行規則（改正案）	条例施行規則（現行）
<p>第二章 環境への負荷の低減の取組 第二節の五 地域における脱炭素化の推進 (開発事業者の責務) 第十七条の二 一の区域において一又は二以上の建築物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）を行う事業（以下「開発事業」という。）をしようとする者（以下「開発事業者」という。）は、当該開発事業を行う区域における脱炭素化の推進について必要な措置を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。</p>	<p>第二章 環境への負荷の低減の取組 第二節の五 地域におけるエネルギーの有効利用 (開発事業者の責務) 第十七条の二 一の区域において一又は二以上の建築物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）を行う事業（以下「開発事業」という。）をしようとする者（以下「開発事業者」という。）は、当該開発事業を行う区域におけるエネルギーの有効利用について必要な措置を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。</p>		
<p>(特定開発区域等脱炭素化指針の作成) 第十七条の三 知事は、大量かつ高密度なエネルギー需要を発生させるものとして規則で定める規模の開発事業（以下「特定開発事業」という。）をしようとする者（以下「特定開発事業者」という。）、特定開発事業を行う区域（以下「特定開発区域」という。）及びその周辺の地域（以下これらを「特定開発区域等」という。）に熱又は熱と併せて電気の供給を行う事業者（以下「地域エネルギー供給事業者」という。）、地域エネルギー供給事業者の供給対象となる者並びに特定開発区域等における脱炭素化の推進に関わるその他事業者が、特定開発事業によって生じる環境への負荷の低減を図るための特定開発区域等における脱炭素化の推進に関する指針（以下「特定開発区域等脱炭素化指針」という。）を定めるものとする。 2 特定開発区域等脱炭素化指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して作成するものとし、必要に応じて改定するものとする。 3 知事は、特定開発区域等脱炭素化指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。</p>	<p>(エネルギー有効利用指針の作成) 第十七条の三 知事は、大量かつ高密度なエネルギー需要を発生させるものとして規則で定める規模の開発事業（以下「特定開発事業」という。）をしようとする者（以下「特定開発事業者」という。）、特定開発事業を行う区域（以下「特定開発区域」という。）及びその周辺の地域（以下これらを「特定開発区域等」という。）に熱又は熱と併せて電気の供給を行う事業者（以下「地域エネルギー供給事業者」という。）、地域エネルギー供給事業者の供給対象となる者並びに特定開発区域等におけるエネルギーの有効利用にかかわるその他事業者が、特定開発事業によって生じる環境への負荷の低減を図るためのエネルギーの有効利用に関する指針（以下「エネルギー有効利用指針」という。）を定めるものとする。 2 エネルギー有効利用指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して作成するものとし、必要に応じて改定するものとする。 3 知事は、エネルギー有効利用指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。</p>	<p>(特定開発事業) 第八条の二 条例第十七条の三第一項に規定する規則で定める規模は、開発事業において新築等を行うとする全ての建築物の新築部分、増築部分及び改築部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）の合計が五万平方メートルを超えるものとする。</p>	<p>(特定開発事業) 第八条の二 条例第十七条の三第一項に規定する規則で定める規模は、開発事業において新築等を行うとする全ての建築物の新築部分、増築部分及び改築部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）の合計が五万平方メートルを超えるものとする。</p>
<p>(削る)</p>	<p>(省エネルギー性能目標値の設定) 第十七条の四 特定開発事業者は、特定開発事業において規則で定める規模を超える建築物（規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を</p>	<p>(削る)</p>	<p>(省エネルギー性能目標値の設定) 第八条の三 条例第十七条の四に規定する規則で定める規模は、建築物の新築又は改築の場合にあっては延べ面積が、建築物の増築の場合にあっては増築</p>

条例（改正案）	条例（現行）	条例施行規則（改正案）	条例施行規則（現行）
	<p>除く。以下この条において同じ。）の新築等をしようとするときは、エネルギー有効利用指針に基づき、規則で定めるところにより、その建築物のエネルギーの使用の合理化に関する性能について、第二十条の三の省エネルギー性能基準の値以上の目標値（当該省エネルギー性能基準の値の定めのない用途にあつては、エネルギー有効利用指針に定める基準を勘案して定める目標。以下第十七条の七第五号を除き、この節において同じ。）を設定しなければならない。</p>		<p>部分の延べ面積が、それぞれ一万平方メートルであることとする。</p> <p>2 条例第十七条の四に規定する規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。</p> <p>一 住宅その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの</p> <p>二 ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの</p> <p>三 病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの</p> <p>四 百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの</p> <p>五 事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの</p> <p>六 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの</p> <p>七 飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの</p> <p>八 集会場、図書館、博物館、体育館、公会堂、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、浴場施設、競馬場又は競輪場、社寺、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの</p> <p>九 工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの</p> <p>3 条例第十七条の四に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネ法」という。）第十八条各号のいずれかに該当する建築物とする。</p> <p>4 条例第十七条の四の規定による建築物のエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値の設定は、当該建築物において、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める事項につい</p>

条例（改正案）	条例（現行）	条例施行規則（改正案）	条例施行規則（現行）
			<p>て行わなければならない。</p> <p>一 当該建築物のうち、第二項第一号に規定する用途に供する部分（当該用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上であるものに限る。） 当該用途に供する部分の建築物の熱負荷の低減</p> <p>二 当該建築物のうち、第二項第二号から第八号までに規定する用途に供する部分の全部（当該各用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。） 当該各用途に供する部分の建築物の熱負荷の低減</p> <p>三 当該建築物のうち、第二項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分の全部（当該各用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。） 設備システムのエネルギーの使用の合理化</p>
<p>（削る）</p>	<p>（有効利用が可能なエネルギーを利用するための設備の導入検討）</p> <p>第十七条の五 特定開発事業者は、特定開発事業を行おうとするときは、エネルギー有効利用指針に基づき、規則で定める範囲内において、再生可能エネルギーその他有効利用を図ることが可能なエネルギーのうち、規則で定めるエネルギーを利用するための設備の導入について検討しなければならない。</p>	<p>（削る）</p>	<p>（有効利用が可能なエネルギー）</p> <p>第八条の四 条例第十七条の五に規定する規則で定める範囲及び規則で定めるエネルギーは、次の表の上欄に掲げる範囲の区分ごとに、当該下欄に定めるエネルギーとする。</p> <p>一 特定開発区域等</p> <p>（一） 一般廃棄物の焼却施設において廃棄物の焼却により排出される熱</p> <p>（二） 下水汚泥の焼却に伴い排出される熱</p> <p>（三） 下水処理水の熱</p> <p>（四） 河川水の熱</p> <p>（五） 海水の熱</p> <p>（六） 建築物の空気調和に伴い排出される熱</p> <p>（七） 地下式構造の鉄道から排出される熱</p> <p>（八） 太陽光</p> <p>二 特定開発区域等に隣接し、又は道路を挟んで近接する街区（道路、河川、鉄道等で囲まれた地域的なまとまりのある土地の区域をいう。）の区域 前項（一）から（六）までに掲げる熱</p> <p>三 特定開発区域等の境界から一キロメートルの範囲の区域（前項の区域を除く。） 第一項（一）から（五）までに掲げる熱</p>
<p>（削る）</p>	<p>（地域冷暖房の導入検討）</p>		

条例（改正案）	条例（現行）	条例施行規則（改正案）	条例施行規則（現行）
	<p><u>第十七条の六 特定開発事業者は、特定開発事業を行おうとするときは、特定開発区域等における建築物への熱の供給方法として、エネルギー有効利用指針に基づき、地域冷暖房の導入を検討しなければならない。</u></p>		
<p>(特定開発区域等脱炭素化方針の作成等)  <u>第十七条の四 特定開発事業者は、特定開発事業を行おうとするときは、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、脱炭素化の推進に向けた規則で定める目標値の設定並びに規則で定める設備等の導入及びエネルギーの利用等に関する取組についての検討を行わなければならない。</u>  2 <u>特定開発事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した特定開発区域等における脱炭素化の推進に関する事項を定めた方針（以下「特定開発区域等脱炭素化方針」という。）を、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。</u>  一 <u>前項に規定する目標値の設定を踏まえた温室効果ガスの削減方針</u>  二 <u>前項に規定する検討を踏まえた設備等の導入及びエネルギーの利用等に関する取組についての基本方針</u>  三 <u>第一号に規定する削減方針及び前号に規定する基本方針に基づき特定開発事業者が取り組む事項</u>  四 <u>前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u></p>	<p>(エネルギー有効利用計画書の作成等)  <u>第十七条の七（新設）</u>    特定開発事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した特定開発事業におけるエネルギーの有効利用に関する計画書（以下「エネルギー有効利用計画書」という。）を、エネルギー有効利用指針に基づき作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。  一 <u>特定開発事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u>  二 <u>特定開発事業の概要</u>  三 <u>特定開発区域の範囲</u>  四 <u>第十七条の四の規定により設定したエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値</u>  五 <u>第十七条の四に規定する建築物の工事完了後における前号の性能の目標値の達成状況の検証方法</u>  六 <u>第十七条の五の規定による同条のエネルギーを利用するための設備の導入の検討内容及び検討結果</u>  七 <u>前条の規定による地域冷暖房の導入の検討内容及び検討結果</u>  八 <u>前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u></p>	<p>(特定開発区域等脱炭素化方針の作成等)  <u>第八条の三 条例第十七条の四第一項に規定する規則で定める目標値の設定は、次に掲げるものとする。</u>  一 <u>建築物のエネルギーの使用の合理化に関する性能についての目標値の設定</u>  二 <u>再生可能エネルギーの利用の割合に関する目標値の設定</u>  2 <u>条例第十七条の四第一項に規定する規則で定める設備等は、次項に規定する取組を行うに当たって必要なものとする。</u></p>	<p>(エネルギー有効利用計画書の作成等)  <u>第八条の五 条例第十七条の七の規定によるエネルギー有効利用計画書の提出は、別記第二号様式の十七によるエネルギー有効利用計画書提出書に、エネルギー有効利用指針に基づき作成するエネルギー有効利用計画書を添付して行わなければならない。</u>  2 <u>条例第十七条の七に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日とする。</u>  一 <u>特定開発事業において特別大規模特定建築物の新築等をしようとする場合 当該特別大規模特定建築物に係る次に掲げる日のいずれか早い日（以下この号において「特定日」という。）（当該特別大規模特定建築物が複数ある場合にあっては、特定日のうち最も早い日）の百八十日前</u>  ア <u>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認（同法第六条の二第一項の規定による確認を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知（以下これらを「建築確認申請等」という。）の日</u>  イ <u>都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第九条第一項の規定による集約都市開発事業計画の認定の申請又は同法第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下これらを「低炭素化法に基づく認定申請」という。）の日</u>  二 <u>前号に掲げる場合以外の場合 特定開発事業において新築等をしようとする建築物に係る次に掲げる日のいずれか早い日（以下この号、次条第二項第二号及び第八条の七第二項において「特定日」という。）（当該建築物が複数ある場合にあ</u></p>

条例（改正案）	条例（現行）	条例施行規則（改正案）	条例施行規則（現行）
		<p>3 <u>条例第十七条の四第一項に規定する規則で定めるエネルギーの利用等に関する取組は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>一 <u>エネルギーの効率的な利用に関する取組</u></p> <p>二 <u>エネルギーの脱炭素化の推進に関する取組</u></p> <p>三 <u>地域冷暖房の導入その他の複数の建築物へのエネルギーの供給に関する取組</u></p> <p>四 <u>エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他のエネルギーの使用の合理化のための業務の高度化に関する取組</u></p> <p>五 <u>資源の適正利用、生物の多様性の保全等に関する取組</u></p> <p>六 <u>気候変動（地球温暖化その他の気候の変動をいう。）への適応及び災害に対する強じん性に関する取組</u></p> <p>4 <u>条例第十七条の四第二項の規定による特定開発区域等脱炭素化方針の提出は、別記第二号様式の十七による特定開発区域等脱炭素化方針提出書に、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成する特定開発区域等脱炭素化方針を添付して行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>条例第十七条の四第二項に規定する規則で定める日は、特定開発事業において新築等をしようとする建築物に係る次に掲げる日のいずれか早い日（以下この項、次条第二項第二号及び第八条の五第二項において「特定日」という。）（当該建築物が複数ある場合にあっては、特定日のうち最も早い日）の三百日前とする。</u></p> <p>一 <u>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認（同法第六条の二第一項の規定による確認を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知（以下これらを「建築確認申請等」という。）の日</u></p> <p>二 <u>法令の規定による認定に基づき建築基準法第</u></p>	<p>っては、特定日のうち最も早い日）の百八十日前</p> <p><u>ア 建築確認申請等の日</u></p> <p><u>イ 低炭素化法に基づく認定申請の日</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

条例（改正案）	条例（現行）	条例施行規則（改正案）	条例施行規則（現行）
		<p>六条第一項又は第十八条第三項の規定による<u>確認済証の交付があったものとみなされる場合における当該認定に係る申請（以下「認定申請」という。）の日</u></p> <p>6 <u>条例第十七条の四第二項第四号</u>に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 <u>特定開発事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u></p> <p>二 <u>特定開発事業の概要</u></p> <p>三 <u>特定開発区域の範囲</u></p> <p>四 <u>特定開発区域等脱炭素化方針の公表の担当部署及び方法</u> (削る)</p> <p>五 <u>導入する熱源機器の概要（第三項第三号の地域冷暖房の導入その他の複数の建築物へのエネルギーの供給を行わない場合に限る。）</u></p>	<p>3 <u>条例第十七条の七第八号</u>に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>一 <u>エネルギー有効利用計画書の公表の担当部署及び方法</u></p> <p>二 <u>特別大規模特定建築物の工事完了後の設備機器及び制御機器の運転方法及び制御方法の調整の実施の有無</u></p> <p>三 <u>導入する熱源機器の概要（条例第十七条の七第七号において地域冷暖房を導入しないとした場合に限る。）</u></p>
<p>(<u>特定開発区域等脱炭素化方針の変更の届出</u>)</p> <p><u>第十七条の五</u> 特定開発事業者は、前条第二項の規定により提出した<u>特定開発区域等脱炭素化方針</u>の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。</p>	<p>(<u>エネルギー有効利用計画書の変更の届出</u>)</p> <p><u>第十七条の八</u> 特定開発事業者は、前条の規定により提出した<u>エネルギー有効利用計画書</u>の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。</p>	<p>(<u>特定開発区域等脱炭素化方針の変更の届出</u>)</p> <p><u>第八条の四</u> <u>条例第十七条の五本文</u>の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書面により行わなければならない。</p> <p>一 <u>前条第六項第一号</u>に掲げる事項を変更する場合 <u>別記第二号様式の十八</u>による特定開発事業者氏名等変更届出書</p> <p>二 <u>条例第十七条の四第二項各号</u>に掲げる事項（<u>前条第六項第一号</u>に掲げる事項を除く。）を変更する場合 <u>別記第二号様式の十九</u>による<u>特定開発区域等脱炭素化方針変更届出書</u>及び変更しようとする事項を記載した<u>特定開発区域等脱炭素化方針</u></p> <p>2 <u>条例第十七条の五本文</u>の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日までの変更について、行わなければならない。この場合において、<u>前条第六項第一号</u>に掲げる事項の変更の届出は、変更した日の翌日から起算して三十日を経過した日までに行うことができる。</p>	<p>(<u>エネルギー有効利用計画書の変更の届出</u>)</p> <p><u>第八条の六</u> <u>条例第十七条の八本文</u>の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書面により行わなければならない。</p> <p>一 <u>条例第十七条の七第一号</u>に掲げる事項を変更する場合 <u>別記第二号様式の十八</u>による特定開発事業者氏名等変更届出書</p> <p>二 <u>条例第十七条の七第二号から第八号まで</u>に掲げる事項を変更する場合 <u>別記第二号様式の十九</u>による<u>エネルギー有効利用計画書変更届出書</u>及び変更しようとする事項を記載した<u>エネルギー有効利用計画書</u></p> <p>2 <u>条例第十七条の八本文</u>の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日までの変更について、行わなければならない。この場合において、<u>条例第十七条の七第一号</u>に掲げる事項の変更の届出は、変更した日の翌日から起算して三十日を経過した日までに行うことができる。</p>

条例（改正案）	条例（現行）	条例施行規則（改正案）	条例施行規則（現行）
		<p>一 特定開発事業において特定建築物の新築等をしようとする場合 当該特定建築物に係る建築物環境計画書が知事に提出される日（当該特定建築物が複数ある場合にあつては、全ての建築物環境計画書が知事に提出される日）</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 特定日（当該建築物が複数ある場合にあつては、特定日のうち最も早い日）</p> <p>ア 建築確認申請等の日</p> <p>イ 認定申請の日</p> <p>3 条例第十七条の五ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 前条第六項第二号に掲げる事項の変更にあつては、特定開発事業において新築等を行う特別大規模特定建築物の延べ面積の増加及び棟数の変更を伴わない建築物の変更（特別大規模特定建築物の主たる用途の変更を除く。）をする場合</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p>二 その他知事が特に認める場合</p>	<p>一 特定開発事業において特定建築物の新築等をしようとする場合 当該特定建築物に係る建築物環境計画書が知事に提出される日（当該特定建築物が複数ある場合にあつては、全ての建築物環境計画書が知事に提出される日）</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 特定日（当該建築物が複数ある場合にあつては、特定日のうち最も早い日）</p> <p>ア 建築確認申請等の日</p> <p>イ <u>低炭素化法に基づく認定申請の日</u></p> <p>3 条例第十七条の八ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 <u>条例第十七条の七第二号に掲げる事項の変更にあつては、特定開発事業において新築等を行う特別大規模特定建築物の延べ面積の増加及び棟数の変更を伴わない建築物の変更（特別大規模特定建築物の主たる用途の変更を除く。）をする場合</u></p> <p>二 <u>条例第十七条の七第六号に掲げる事項の変更にあつては、同号に規定する設備の導入の有無の検討結果を変更するとき又は当該設備のうち太陽光を利用するための設備において太陽光の変換方法を変更するとき以外の変更をする場合</u></p> <p>三 <u>条例第十七条の七第七号に掲げる事項の変更にあつては、同号に規定する地域冷暖房の導入の有無の検討結果を変更するとき以外の変更をする場合</u></p> <p>四 その他知事が特に認める場合</p>
<p>（特定開発区域等脱炭素化方針の公表）</p> <p>第十七条の六 特定開発事業者は、<u>第十七条の四第二項の規定により特定開発区域等脱炭素化方針を提出したとき、又は前条の規定により変更の届出をしたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。</u></p> <p>2 知事は、<u>第十七条の四第二項の規定による特定開発区域等脱炭素化方針の提出又は前条の規定による変更の届出があつたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。</u></p>	<p>（エネルギー有効利用計画書の公表）</p> <p>第十七条の九 特定開発事業者は、<u>第十七条の七の規定によりエネルギー有効利用計画書を提出したとき、又は前条の規定により変更の届出をしたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。</u></p> <p>2 知事は、<u>第十七条の七の規定によるエネルギー有効利用計画書の提出又は前条の規定による変更の届出があつたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。</u></p>	<p>（特定開発事業者による特定開発区域等脱炭素化方針の公表）</p> <p>第八条の五 <u>条例第十七条の六第一項の規定による公表の内容は、条例第十七条の四第二項各号に掲げる事項とする。</u></p> <p>2 <u>条例第十七条の六第一項の規定による公表は、遅くとも特定日（当該建築物が複数ある場合にあつては、特定日のうち最も早い日）から当該建築物の新築等に係る工事が完了する日（当該建築物が複数ある場合にあつては、全ての当該建築物の新築等に係</u></p>	<p>（特定開発事業者によるエネルギー有効利用計画書の公表）</p> <p>第八条の七 <u>条例第十七条の九第一項の規定による公表の内容は、条例第十七条の七各号に掲げる事項とする。</u></p> <p>2 <u>条例第十七条の九第一項の規定による公表は、遅くとも特定日（当該建築物が複数ある場合にあつては、特定日のうち最も早い日）から当該建築物の新築等に係る工事が完了する日（当該建築物が複数ある場合にあつては、全ての当該建築物の新築等に係</u></p>

条例（改正案）	条例（現行）	条例施行規則（改正案）	条例施行規則（現行）
		<p>る工事が完了する日)までの間行わなければならない。</p> <p>一 建築確認申請等の日</p> <p>二 認定申請の日</p> <p>3 条例第十七条の六第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定開発事業者の事業所における備置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。</p> <p>(知事による特定開発区域等脱炭素化方針の公表)</p> <p>第八条の六 条例第十七条の六第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の四第二項各号に掲げる事項とする。</p> <p>2 条例第十七条の六第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧</p> <p>二 インターネットの利用による公表</p>	<p>る工事が完了する日)までの間行わなければならない。</p> <p>一 建築確認申請等の日</p> <p>二 低炭素化法に基づく認定申請の日</p> <p>3 条例第十七条の九第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定開発事業者の事業所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。</p> <p>(知事によるエネルギー有効利用計画書の公表)</p> <p>第八条の八 条例第十七条の九第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の七各号に掲げる事項とする。</p> <p>2 条例第十七条の九第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧</p> <p>二 インターネットの利用による公表</p>
<p>(特定開発区域等脱炭素化報告書の提出等)</p> <p>第十七条の七 特定開発事業者は、第十七条の四第二項各号に掲げる事項を記載した特定開発区域等脱炭素化方針の取組状況の実績に関する報告書(以下「特定開発区域等脱炭素化報告書」という。)を、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(特定開発区域等脱炭素化報告書の提出)</p> <p>第八条の七 条例第十七条の七の規定による特定開発区域等脱炭素化報告書の提出は、別記第二号様式の二十による特定開発区域等脱炭素化報告書提出書に、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成した特定開発区域等脱炭素化報告書を添付して行わなければならない。</p> <p>2 条例第十七条の七の規定による特定開発区域等脱炭素化報告書の提出は、当該建築物の新築等に係る工事が完了した日(当該建築物が複数ある場合にあっては、全ての当該建築物の新築等に係る工事が完了した日)の翌日から起算して一年以内に行わなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(特定開発区域等脱炭素化報告書の公表)</p> <p>第十七条の八 特定開発事業者は、前条の規定により特定開発区域等脱炭素化報告書を提出したときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(特定開発事業者による特定開発区域等脱炭素化報告書の公表)</p> <p>第八条の八 条例第十七条の八第一項の規定による公表の内容は、条例第十七条の四第二項各号に掲げる事項とする。</p> <p>2 条例第十七条の八第一項の規定による公表は、条</p>	<p>(新設)</p>



条例（改正案）	条例（現行）	条例施行規則（改正案）	条例施行規則（現行）
<p>2 知事は、前条の規定により特定開発区域等脱炭素化報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。</p>		<p>例第十七条の七の規定による特定開発区域等脱炭素化報告書の提出後速やかに、行わなければならない。</p> <p>3 条例第十七条の八第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定開発事業者の事業所における備置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。</p> <p>4 特定開発事業者は、条例第十七条の八第一項の規定により公表した後、特定開発区域等脱炭素化方針の取組状況の実績に変更が生じた場合は、当該変更の内容について公表するよう努めなければならない。</p> <p>5 第三項の規定は、前項の規定による公表について準用する。</p> <p>（知事による特定開発区域等脱炭素化報告書の公表）</p> <p>第八条の九 条例第十七条の八第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の四第二項各号に掲げる事項とする。</p> <p>2 条例第十七条の八第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧</p> <p>二 インターネットの利用による公表</p>	
<p>（地域エネルギー供給事業者の脱炭素化の推進に係る措置）</p> <p>第十七条の九 地域エネルギー供給事業者は、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、特定開発区域内の建築物（次条第三項に規定する同意が得られたときは、同項に規定する建築物を含む。以下同じ。）へのエネルギーの供給に関し、脱炭素化の推進について必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>（地域エネルギー供給事業者のエネルギーの有効利用に係る措置）</p> <p>第十七条の十 地域エネルギー供給事業者は、エネルギー有効利用指針に基づき、特定開発区域内の建築物（次条第三項に規定する同意が得られたときは、同項に規定する建築物を含む。以下同じ。）へのエネルギーの供給に関し、エネルギーの有効利用について必要な措置を講じなければならない。</p>		
<p>（地域エネルギー供給計画書の作成等）</p> <p>第十七条の十 特定開発事業者は、特定開発事業において地域冷暖房その他複数の建築物への熱の供給と併せて一又は二以上の建築物に電気を供給する仕組みを導入することとなる場合には、特定開発区</p>	<p>（地域エネルギー供給計画書の作成等）</p> <p>第十七条の十一 特定開発事業者は、特定開発事業において地域冷暖房その他複数の建築物への熱の供給と併せて一又は二以上の建築物に電気を供給する仕組みを導入することとなる場合には、エネルギー</p>	<p>（地域エネルギー供給計画書の作成等）</p> <p>第八条の十 条例第十七条の十第一項の規定による地域エネルギー供給計画書の提出は、別記第二号様式の二十一による地域エネルギー供給計画書提出書に、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成す</p>	<p>（地域エネルギー供給計画書の作成等）</p> <p>第八条の九 条例第十七条の十一第一項の規定による地域エネルギー供給計画書の提出は、別記第二号様式の二十による地域エネルギー供給計画書提出書に、エネルギー有効利用指針に基づき作成する地</p>

条例（改正案）	条例（現行）	条例施行規則（改正案）	条例施行規則（現行）
<p>域等脱炭素化指針に基づき、次に掲げる事項を記載した特定開発区域内の建築物へのエネルギーの供給に関する計画書（以下「地域エネルギー供給計画書」という。）を作成し、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。</p> <p>一 地域エネルギー供給事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 エネルギー供給を行う区域</p> <p>三 利用するエネルギーの種類及び量</p> <p>四 供給するエネルギーの種類及び量並びに熱媒体の種類</p> <p>五 供給するエネルギーの効率の値</p> <p>六 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定開発事業者は、当該特定開発事業者以外の者を<u>同項第一号</u>の地域エネルギー供給事業者としたときは、地域エネルギー供給計画書を当該地域エネルギー供給事業者に作成させることができる。</p> <p>3 特定開発事業者は、地域エネルギー供給計画書を作成するときは、特定開発区域に隣接し、又は近接して存する建築物の所有者又は管理者及び特定開発区域に隣接し、又は近接して建築物の新築等をしようとする者の同意を得て、当該建築物を含めた地域エネルギー供給計画書を作成することができる。</p> <p>4 特定開発事業者は、地域エネルギー供給計画書の作成に当たり、その計画の区域に隣接し、又は近接する区域における他の地域エネルギー供給事業者（以下「他の地域エネルギー供給事業者」という。）があるときは、<u>特定開発区域等脱炭素化指針</u>に基づき、供給する熱の相互利用について検討しなければならない。</p>	<p>一有効利用指針に基づき、次に掲げる事項を記載した特定開発区域内の建築物へのエネルギーの供給に関する計画書（以下「地域エネルギー供給計画書」という。）を作成し、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。</p> <p>一 地域エネルギー供給事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 エネルギー供給を行う区域</p> <p>三 利用する<u>第十七条の五</u>に規定するエネルギーの種類及び量</p> <p>四 供給するエネルギーの種類及び量並びに熱媒体の種類</p> <p>五 供給するエネルギーの効率の値</p> <p>六 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定開発事業者は、当該特定開発事業者以外の者を<u>前項第一号</u>の地域エネルギー供給事業者としたときは、地域エネルギー供給計画書を当該地域エネルギー供給事業者に作成させることができる。</p> <p>3 特定開発事業者は、地域エネルギー供給計画書を作成するときは、特定開発区域に隣接し、又は近接して存する建築物の所有者又は管理者及び特定開発区域に隣接し、又は近接して建築物の新築等をしようとする者の同意を得て、当該建築物を含めた地域エネルギー供給計画書を作成することができる。</p> <p>4 特定開発事業者は、地域エネルギー供給計画書の作成に当たり、その計画の区域に隣接し、又は近接する区域における他の地域エネルギー供給事業者（以下「他の地域エネルギー供給事業者」という。）があるときは、<u>エネルギー有効利用指針</u>に基づき、供給する熱の相互利用について検討しなければならない。</p>	<p>る地域エネルギー供給計画書を添付して行わなければならない。</p> <p>2 <u>条例第十七条の十第一項</u>に規定する規則で定める日は、特定開発事業において地域冷暖房その他複数の建築物への熱の供給と併せて一又は二以上の建築物に電気を供給する仕組みを導入することとなる建築物のうち、新築等をしようとする建築物に係る次に掲げる日のいずれか早い日（以下この項において「特定日」という。）（当該建築物が複数ある場合にあっては、特定日のうち最も早い日）の百二十日前とする。</p> <p>一 建築確認申請等の日</p> <p>二 認定申請の日</p> <p>3 <u>条例第十七条の十第一項第六号</u>に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 エネルギーを供給する設備等の概要</p> <p>二 供給する熱のエネルギーの効率の評価</p> <p>三 エネルギーの供給に伴い排出口から大気中に排出される標準状態かつ酸素濃度がゼロパーセントの状態に換算した場合における総排出物一立方メートルに含まれる窒素酸化物の量</p> <p>四 エネルギー供給を行う区域における建築物等の状況</p> <p>五 他の地域エネルギー供給事業者との供給する熱の相互利用の検討内容</p> <p>六 地域エネルギー供給計画書の公表の担当部署及び方法</p> <p>七 <u>エネルギーの需給調整に資する取組</u></p> <p>八 <u>災害に対する強じん性に関する取組</u></p>	<p>域エネルギー供給計画書を添付して行わなければならない。</p> <p>2 <u>条例第十七条の十一第一項</u>に規定する規則で定める日は、特定開発事業において地域冷暖房その他複数の建築物への熱の供給と併せて一又は二以上の建築物に電気を供給する仕組みを導入することとなる建築物のうち、新築等をしようとする建築物に係る次に掲げる日のいずれか早い日（以下この項において「特定日」という。）（当該建築物が複数ある場合にあっては、特定日のうち最も早い日）の百二十日前とする。</p> <p>一 建築確認申請等の日</p> <p>二 <u>低炭素化法に基づく認定申請の日</u></p> <p>3 <u>条例第十七条の十一第一項第六号</u>に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 エネルギーを供給する設備等の概要</p> <p>二 供給する熱のエネルギーの効率の評価</p> <p>三 エネルギーの供給に伴い排出口から大気中に排出される標準状態かつ酸素濃度がゼロパーセントの状態に換算した場合における総排出物一立方メートルに含まれる窒素酸化物の量</p> <p>四 エネルギー供給を行う区域における建築物等の状況</p> <p>五 他の地域エネルギー供給事業者との供給する熱の相互利用の検討内容</p> <p>六 地域エネルギー供給計画書の公表の担当部署及び方法</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>（地域エネルギー供給計画書の変更）</p> <p><u>第十七条の十一</u> 前条第一項の規定により地域エネルギー供給計画書を提出した者は、同項第一号に掲げる事項の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、</p>	<p>（地域エネルギー供給計画書の変更）</p> <p><u>第十七条の十二</u> 前条第一項の規定により地域エネルギー供給計画書を提出した者は、同項第一号に掲げる事項の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、</p>	<p>（地域エネルギー供給計画書の変更）</p> <p><u>第八条の十一</u> <u>条例第十七条の十一第一項</u>の規定による変更の届出は、<u>条例第十七条の十三</u>の規定による届出が行われる日までの変更について、別記第二</p>	<p>（地域エネルギー供給計画書の変更）</p> <p><u>第八条の十</u> <u>条例第十七条の十二第一項</u>の規定による変更の届出は、<u>条例第十七条の十四</u>の規定による届出が行われる日までの変更について、別記第二号</p>

条例（改正案）	条例（現行）	条例施行規則（改正案）	条例施行規則（現行）
<p>規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第一項の規定により地域エネルギー供給計画書を提出した者は、同項第二号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項について記載した計画書を作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。</p> <p>3 前条の規定は、前項の規定による変更について準用する。</p>	<p>規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第一項の規定により地域エネルギー供給計画書を提出した者は、同項第二号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項について記載した計画書を作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。</p> <p>3 前条の規定は、前項の規定による変更について準用する。</p>	<p>号様式の二十二による地域エネルギー供給事業者氏名等変更届出書により行わなければならない。</p> <p>2 条例第十七条の十一第二項の規定による計画書の提出は、条例第十七条の十三の規定による届出が行われる日までの変更について、別記第二号様式の二十三による地域エネルギー供給計画書変更提出書に、当該変更しようとする事項について記載した地域エネルギー供給計画書を添付して行わなければならない。</p>	<p>様式の二十一による地域エネルギー供給事業者氏名等変更届出書により行わなければならない。</p> <p>2 条例第十七条の十二第二項の規定による計画書の提出は、条例第十七条の十四の規定による届出が行われる日までの変更について、別記第二号様式の二十二による地域エネルギー供給計画書変更提出書に、当該変更しようとする事項について記載した地域エネルギー供給計画書を添付して行わなければならない。</p>
<p>（地域エネルギー供給計画書の公表）</p> <p><u>第十七条の十二</u> 特定開発事業者は、<u>第十七条の十第一項</u>若しくは前条第二項の規定により地域エネルギー供給計画書を提出したとき、又は同条第一項の規定により変更の届出をしたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。</p> <p>2 知事は、<u>第十七条の十第一項</u>若しくは前条第二項の規定による地域エネルギー供給計画書の提出又は同条第一項の規定による変更の届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。</p>	<p>（地域エネルギー供給計画書の公表）</p> <p><u>第十七条の十三</u> 特定開発事業者は、<u>第十七条の十一第一項</u>若しくは前条第二項の規定により地域エネルギー供給計画書を提出したとき、又は同条第一項の規定により変更の届出をしたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。</p> <p>2 知事は、<u>第十七条の十一第一項</u>若しくは前条第二項の規定による地域エネルギー供給計画書の提出又は同条第一項の規定による変更の届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。</p>	<p>（特定開発事業者による地域エネルギー供給計画書の公表）</p> <p><u>第八条の十二</u> 条例第十七条の十二第一項の規定による公表の内容は、<u>条例第十七条の十第一項各号</u>に掲げる事項とする。</p> <p>2 条例第十七条の十二第一項の規定による公表は、遅くとも次に掲げる日のいずれか早い日（以下この項において「特定日」という。）（当該建築物が複数ある場合にあっては、特定日のうち最も早い日）から当該地域エネルギー供給計画書に基づくエネルギーの供給に係る地域エネルギー供給実績報告書が最初に知事に提出される日までの間、行わなければならない。</p> <p>一 建築確認申請等の日</p> <p>二 認定申請の日</p> <p>3 条例第十七条の十二第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定開発事業者の事業所における<u>備置き</u>又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。</p> <p>（知事による地域エネルギー供給計画書の公表）</p> <p><u>第八条の十三</u> 条例第十七条の十二第二項の規定による公表の内容は、<u>条例第十七条の十第一項各号</u>に掲げる事項とする。</p> <p>2 条例第十七条の十二第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一 知事が別に定める日及び時間における環境局</p>	<p>（特定開発事業者による地域エネルギー供給計画書の公表）</p> <p><u>第八条の十一</u> 条例第十七条の十三第一項の規定による公表の内容は、<u>条例第十七条の十一第一項各号</u>に掲げる事項とする。</p> <p>2 条例第十七条の十三第一項の規定による公表は、遅くとも次に掲げる日のいずれか早い日（以下この項において「特定日」という。）（当該建築物が複数ある場合にあっては、特定日のうち最も早い日）から当該地域エネルギー供給計画書に基づくエネルギーの供給に係る地域エネルギー供給実績報告書が最初に知事に提出される日までの間、行わなければならない。</p> <p>一 建築確認申請等の日</p> <p>二 <u>低炭素化法に基づく認定申請の日</u></p> <p>3 条例第十七条の十三第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定開発事業者の事業所における<u>備え置き</u>又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。</p> <p>（知事による地域エネルギー供給計画書の公表）</p> <p><u>第八条の十二</u> 条例第十七条の十三第二項の規定による公表の内容は、<u>条例第十七条の十一第一項各号</u>に掲げる事項とする。</p> <p>2 条例第十七条の十三第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一 知事が別に定める日及び時間における環境局</p>

条例（改正案）	条例（現行）	条例施行規則（改正案）	条例施行規則（現行）
		<p>での閲覧 二 インターネットの利用による公表</p>	<p>での閲覧 二 インターネットの利用による公表</p>
<p>（エネルギー供給の開始の届出） 第十七条の十三 地域エネルギー供給事業者は、<u>第十七条の十第一項又は第十七条の十一第二項</u>の規定により作成された地域エネルギー供給計画書に係るエネルギーの供給を開始したときは、その旨を、規則で定めるところにより、規則で定める日までに、知事に届け出なければならない。</p>	<p>（エネルギー供給の開始の届出） 第十七条の十四 地域エネルギー供給事業者は、<u>第十七条の十一第一項又は第十七条の十二第二項</u>の規定により作成された地域エネルギー供給計画書に係るエネルギーの供給を開始したときは、その旨を、規則で定めるところにより、規則で定める日までに、知事に届け出なければならない。</p>	<p>（エネルギー供給の開始の届出） 第八条の十四 条例第十七条の十三の規定による届出は、<u>別記第二号様式の二十四</u>によるエネルギー供給開始届に、エネルギー供給の方法の概要を示す書類を添付して行わなければならない。 2 条例第十七条の十三に規定する規則で定める日は、エネルギーの供給を開始した日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。</p>	<p>（エネルギー供給の開始の届出） 第八条の十三 条例第十七条の十四の規定による届出は、<u>別記第二号様式の二十三</u>によるエネルギー供給開始届に、エネルギー供給の方法の概要を示す書類を添付して行わなければならない。 2 条例第十七条の十四に規定する規則で定める日は、エネルギーの供給を開始した日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。</p>
<p>（地域エネルギー供給実績報告書の提出等） 第十七条の十四 地域エネルギー供給事業者は、<u>第十七条の十第一項各号</u>に掲げる事項を記載した特定開発区域内の建築物へのエネルギー供給の実績に関する報告書（以下「地域エネルギー供給実績報告書」という。）を、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。</p>	<p>（地域エネルギー供給実績報告書の提出等） 第十七条の十五 地域エネルギー供給事業者は、<u>第十七条の十一第一項各号</u>に掲げる事項を記載した特定開発区域内の建築物へのエネルギー供給の実績に関する報告書（以下「地域エネルギー供給実績報告書」という。）を、<u>エネルギー有効利用指針</u>に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。</p>	<p>（地域エネルギー供給実績報告書の提出） 第八条の十五 条例第十七条の十四の規定による地域エネルギー供給実績報告書の提出は、前年度のエネルギー供給の実績について、毎年度六月末日までに、<u>別記第二号様式の二十五</u>による地域エネルギー供給実績報告書提出書に、<u>特定開発区域等脱炭素化指針</u>に基づき作成した地域エネルギー供給実績報告書を添付して行わなければならない。この場合において、<u>第八条の十第三項第六号</u>中「地域エネルギー供給計画書」とあるのは「地域エネルギー供給実績報告書」と読み替えて、同項の規定を適用する（<u>次条及び第八条の十七</u>において同じ。）。</p>	<p>（地域エネルギー供給実績報告書の提出） 第八条の十四 条例第十七条の十五の規定による地域エネルギー供給実績報告書の提出は、前年度のエネルギー供給の実績について、毎年度六月末日までに、<u>別記第二号様式の二十四</u>による地域エネルギー供給実績報告書提出書に、<u>エネルギー有効利用指針</u>に基づき作成した地域エネルギー供給実績報告書を添付して行わなければならない。この場合において、<u>第八条の九第三項第六号</u>中「地域エネルギー供給計画書」とあるのは「地域エネルギー供給実績報告書」と読み替えて、同項の規定を適用する（<u>第八条の十五及び第八条の十六</u>において同じ。）。</p>
<p>（地域エネルギー供給実績報告書の公表） 第十七条の十五 地域エネルギー供給事業者は、前条の規定により地域エネルギー供給実績報告書を提出したときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。 2 知事は、前条の規定により地域エネルギー供給実績報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。</p>	<p>（地域エネルギー供給実績報告書の公表） 第十七条の十六 地域エネルギー供給事業者は、前条の規定により地域エネルギー供給実績報告書を提出したときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。 2 知事は、前条の規定により地域エネルギー供給実績報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。</p>	<p>（地域エネルギー供給事業者による地域エネルギー供給実績報告書の公表） 第八条の十六 条例第十七条の十五第一項の規定による公表の内容は、<u>条例第十七条の十第一項各号</u>に掲げる事項とする。 2 条例第十七条の十五第一項の規定による公表は、前条の規定により地域エネルギー供給実績報告書を提出した日から翌年度の六月末日までの間、行わなければならない。 3 条例第十七条の十五第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、地域エネルギー供給事業者の事業所における<u>備置き又は掲示</u>その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。  （知事による地域エネルギー供給実績報告書の公表）</p>	<p>（地域エネルギー供給事業者による地域エネルギー供給実績報告書の公表） 第八条の十五 条例第十七条の十六第一項の規定による公表の内容は、<u>条例第十七条の十一第一項各号</u>に掲げる事項とする。 2 条例第十七条の十六第一項の規定による公表は、前条の規定により地域エネルギー供給実績報告書を提出した日から翌年度の六月末日までの間、行わなければならない。 3 条例第十七条の十六第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、地域エネルギー供給事業者の事業所における<u>備え置き又は掲示</u>その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。  （知事による地域エネルギー供給実績報告書の公表）</p>

条例（改正案）	条例（現行）	条例施行規則（改正案）	条例施行規則（現行）
		<p>第八条の十七 条例第十七条の十五第二項の規定による公表の内容は、<u>条例第十七条の十第一項各号に掲げる事項とする。</u></p> <p>2 条例第十七条の十五第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧</p> <p>二 インターネットの利用による公表</p>	<p>第八条の十六 条例第十七条の十六第二項の規定による公表の内容は、<u>条例第十七条の十一第一項各号に掲げる事項とする。</u></p> <p>2 条例第十七条の十六第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧</p> <p>二 インターネットの利用による公表</p>
<p>(<u>脱炭素化の推進に関わるその他事業者の協力等</u>)  <u>第十七条の十六 特定開発区域等においてエネルギーが生じる事業活動を行う事業者（以下「エネルギー利用に係る事業者」という。）は、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、第十七条の四第一項の規定により特定開発事業者が行う設備の導入についての検討及び地域エネルギー供給事業者が行うエネルギーの利用に協力しなければならない。</u></p> <p>2 他の地域エネルギー供給事業者は、<u>特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、第十七条の十第四項の規定による特定開発事業者が供給しようとする熱の相互利用についての検討及び地域エネルギー供給事業者が供給する熱の相互利用に協力しなければならない。</u></p> <p>3 地域エネルギー供給事業者に熱を提供する設備で、熱と併せて電気を提供する設備（以下「<u>熱電併給設備</u>」という。）を設置しようとする事業者は、<u>特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、熱を提供しようとする地域エネルギー供給事業者の熱需要に応じた熱の損失の少ない最適な規模の熱電併給設備を設置するよう努めなければならない。</u></p> <p>4 熱電併給設備の所有者又は管理者は、<u>地域エネルギー供給事業者に対して熱を提供するに当たり、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、当該熱電併給設備による効率的な熱の提供に努めなければならない。</u></p> <p>5 地域エネルギー供給事業者からエネルギー供給を受ける建築物の新築等をしようとする者及びそ</p>	<p>(<u>エネルギーの有効利用にかかわるその他事業者の協力等</u>)  <u>第十七条の十七 第十七条の五に規定する範囲内において、同条に規定するエネルギーが生じる事業活動を行う事業者（以下「利用可能エネルギーに係る事業者」という。）は、エネルギー有効利用指針に基づき、同条の規定により特定開発事業者が行う当該エネルギーを利用するための設備の導入についての検討及び地域エネルギー供給事業者が行う当該エネルギーの利用に協力しなければならない。</u></p> <p>2 他の地域エネルギー供給事業者は、<u>エネルギー有効利用指針に基づき、第十七条の十一第四項の規定による特定開発事業者が供給しようとする熱の相互利用についての検討及び地域エネルギー供給事業者が供給する熱の相互利用に協力しなければならない。</u></p> <p>3 地域エネルギー供給事業者に熱を提供する設備で、熱と併せて電気を提供する設備（以下「<u>熱電併給設備</u>」という。）を設置しようとする事業者は、<u>エネルギー有効利用指針に基づき、熱を提供しようとする地域エネルギー供給事業者の熱需要に応じた熱の損失の少ない最適な規模の熱電併給設備を設置するよう努めなければならない。</u></p> <p>4 熱電併給設備の所有者又は管理者は、<u>地域エネルギー供給事業者に対して熱を提供するに当たり、エネルギー有効利用指針に基づき、当該熱電併給設備による効率的な熱の提供に努めなければならない。</u></p> <p>5 地域エネルギー供給事業者からエネルギー供給を受ける建築物の新築等をしようとする者及びそ</p>		

条例（改正案）	条例（現行）	条例施行規則（改正案）	条例施行規則（現行）
<p>の所有者又は管理者並びにその建築物を使用する事業者（以下「エネルギー供給受入者」という。）は、<u>特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、地域エネルギー供給事業者が行う脱炭素化の推進に係る措置に協力しなければならない。</u></p>	<p>の所有者又は管理者並びにその建築物を使用する事業者（以下「エネルギー供給受入者」という。）は、<u>エネルギー有効利用指針に基づき、地域エネルギー供給事業者が行うエネルギーの有効利用に係る措置に協力しなければならない。</u></p>		
<p>（地域冷暖房区域の指定）  <u>第十七条の十七</u> 知事は、特定開発事業者又は地域エネルギー供給事業者からの申請に基づき、地域エネルギー供給計画書又は地域エネルギー供給実績報告書に記載するエネルギー供給を行う区域において、冷房又は暖房及び給湯の用に供される熱の量のいずれかが規則で定める量以上になるものと予測される場合において、当該区域に供給するエネルギーの効率の値及び<u>第十七条の十第一項第六号</u>の規則で定める事項が規則で定める基準を満たしていると認めるときは、当該区域を地域冷暖房区域として指定することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による地域冷暖房区域の指定に当たり、専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。</p> <p>3 知事は、地域冷暖房区域の指定に当たり次に掲げる者に対し、区域指定についての説明を行うものとする。</p> <p>一 指定しようとする区域内に規則で定める規模を超える建築物の新築等をしようとする者</p> <p>二 指定しようとする区域内に存する規則で定める規模を超える建築物の所有者又は管理者</p> <p>三 指定しようとする区域を管轄する特別区の区長及び市町村長</p> <p>4 前項各号に定める者は、規則で定める期限までに知事に意見を申し出ることができる。</p> <p>5 知事は、第一項の規定により地域冷暖房区域を指定するときは、第二項及び前項の意見を勘案するものとする。</p> <p>6 知事は、第一項の規定により地域冷暖房区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その内容を公示しなければならない。</p>	<p>（地域冷暖房区域の指定）  <u>第十七条の十八</u> 知事は、特定開発事業者又は地域エネルギー供給事業者からの申請に基づき、地域エネルギー供給計画書又は地域エネルギー供給実績報告書に記載するエネルギー供給を行う区域において、冷房又は暖房及び給湯の用に供される熱の量のいずれかが規則で定める量以上になるものと予測される場合において、当該区域に供給するエネルギーの効率の値及び<u>第十七条の十一第一項第六号</u>の規則で定める事項が規則で定める基準を満たしていると認めるときは、当該区域を地域冷暖房区域として指定することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による地域冷暖房区域の指定に当たり、専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。</p> <p>3 知事は、地域冷暖房区域の指定に当たり次に掲げる者に対し、区域指定についての説明を行うものとする。</p> <p>一 指定しようとする区域内に規則で定める規模を超える建築物の新築等をしようとする者</p> <p>二 指定しようとする区域内に存する規則で定める規模を超える建築物の所有者又は管理者</p> <p>三 指定しようとする区域を管轄する特別区の区長及び市町村長</p> <p>4 前項各号に定める者は、規則で定める期限までに知事に意見を申し出ることができる。</p> <p>5 知事は、第一項の規定により地域冷暖房区域を指定するときは、第二項及び前項の意見を勘案するものとする。</p> <p>6 知事は、第一項の規定により地域冷暖房区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その内容を公示しなければならない。</p>	<p>（地域冷暖房区域の指定）  <u>第八条の十八</u> 条例<u>第十七条の十七第一項</u>の規定による申請は、<u>別記第二号様式の二十六</u>による地域冷暖房区域指定申請書に、エネルギー供給を行う区域を示す図面及び同項に規定する規則で定める基準への適合状況を示す書類を添付して行わなければならない。</p> <p>2 条例<u>第十七条の十七第一項</u>に規定する規則で定める熱の量は、一時間当たりの最大値が二十一ギガジュールとする。</p> <p>3 条例<u>第十七条の十七第一項</u>に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる基準の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 供給する熱のエネルギー効率の値の基準 供給しようとする熱のエネルギーの効率の値（既にエネルギー供給の実績がある場合にあつては、連続する三箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあつては、当該年度を除く三箇年度）に供給された熱のエネルギー効率の値を含む。）が、別表第一の四 一の部の上欄に掲げる供給するエネルギーの熱媒体の区分に応じ当該下欄に定める値以上であること。</p> <p>二 条例<u>第十七条の十第一項第六号</u>の規則で定める事項のうち、<u>第八条の十第三項第三号</u>の量に係る基準 エネルギーの供給に伴い排出口から大気中への排出が見込まれる別表第一の四 二の部の上欄に掲げる窒素酸化物の量（既にエネルギー供給の実績がある場合にあつては、連続する二箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあつては、当該年度を除く二箇年度）におけるエネルギーの供給に伴い排出口から大気中に排出された窒素酸化物の量を含む。）が、同部の下欄に定める量以下であること。</p>	<p>（地域冷暖房区域の指定）  <u>第八条の十七</u> 条例<u>第十七条の十八第一項</u>の規定による申請は、<u>別記第二号様式の二十五</u>による地域冷暖房区域指定申請書に、エネルギー供給を行う区域を示す図面及び同項に規定する規則で定める基準への適合状況を示す書類を添付して行わなければならない。</p> <p>2 条例<u>第十七条の十八第一項</u>に規定する規則で定める熱の量は、一時間当たりの最大値が二十一ギガジュールとする。</p> <p>3 条例<u>第十七条の十八第一項</u>に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる基準の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 供給する熱のエネルギー効率の値の基準 供給しようとする熱のエネルギーの効率の値（既にエネルギー供給の実績がある場合にあつては、連続する三箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあつては、当該年度を除く三箇年度）に供給された熱のエネルギー効率の値を含む。）が、別表第一の四 一の部の上欄に掲げる供給するエネルギーの熱媒体の区分に応じ当該下欄に定める値以上であること。</p> <p>二 条例<u>第十七条の十一第一項第六号</u>の規則で定める事項のうち、<u>第八条の九第三項第三号</u>の量に係る基準 エネルギーの供給に伴い排出口から大気中への排出が見込まれる別表第一の四 二の部の上欄に掲げる窒素酸化物の量（既にエネルギー供給の実績がある場合にあつては、連続する二箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあつては、当該年度を除く二箇年度）におけるエネルギーの供給に伴い排出口から大気中に排出された窒素酸化物の量を含む。）が、同部の下欄に定める量以下であること。</p>

条例（改正案）	条例（現行）	条例施行規則（改正案）	条例施行規則（現行）
		<p>（地域冷暖房区域指定に係る説明等）</p> <p><u>第八条の十九</u> 条例<u>第十七条の十七第三 項第一号</u>に規定する規則で定める規模は、新築等を行う建築物（増築の場合にあっては、増築部分に限る。）について、<u>第九条の二第一項第一号</u>の用途に供する部分の延べ面積が二万平方メートルであること又は同項第二号から第九号までの用途に供する部分の延べ面積の合計が一万平方メートルであることとする。</p> <p>2 条例<u>第十七条の十七第三項第二号</u>に規定する規則で定める規模は、<u>第九条の二第一項第一号</u>の用途に供する部分の延べ面積が二万平方メートルであること又は同項第二号から第九号までの用途に供する部分の延べ面積の合計が一万平方メートルであることとする。</p> <p>3 条例<u>第十七条の十七第四項</u>に規定する規則で定める期限は、知事が同条第三項の説明を行った日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。</p> <p>（地域冷暖房区域の公示）</p> <p><u>第八条の二十</u> 条例<u>第十七条の十七第六項</u>の規定による公示の内容は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 地域冷暖房区域の名称</p> <p>二 地域冷暖房区域の所在地及び区域図</p>	<p>（地域冷暖房区域指定に係る説明等）</p> <p><u>第八条の十八</u> 条例<u>第十七条の十八第三 項第一号</u>に規定する規則で定める規模は、新築等を行う建築物（増築の場合にあっては、増築部分に限る。）について、<u>第八条の三第二項第一号</u>の用途に供する部分の延べ面積が二万平方メートルであること又は同項第二号から第九号までの用途に供する部分の延べ面積の合計が一万平方メートルであることとする。</p> <p>2 条例<u>第十七条の十八第三項第二号</u>に規定する規則で定める規模は、<u>第八条の三第二項第一号</u>の用途に供する部分の延べ面積が二万平方メートルであること又は同項第二号から第九号までの用途に供する部分の延べ面積の合計が一万平方メートルであることとする。</p> <p>3 条例<u>第十七条の十八第四項</u>に規定する規則で定める期限は、知事が同条第三項の説明を行った日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。</p> <p>（地域冷暖房区域の公示）</p> <p><u>第八条の十九</u> 条例<u>第十七条の十八第六項</u>の規定による公示の内容は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 地域冷暖房区域の名称</p> <p>二 地域冷暖房区域の所在地及び区域図</p>
<p>（地域冷暖房区域の変更）</p> <p><u>第十七条の十八</u> 知事は、前条第一項の規定により指定した地域冷暖房区域について、特定開発事業者又は地域エネルギー供給事業者からの申請に基づき、地域冷暖房区域の変更を行うことができる。</p> <p>2 前条の規定は、前項の規定により変更を行う場合に準用する。この場合において、同条第一項の規定中「地域エネルギー供給計画書又は地域エネルギー供給実績報告書に記載するエネルギー供給を行う区域」とあるのは「変更後の地域冷暖房区域」と読み替えるものとし、新たな区域を地域冷暖房区域に追加するときにあつては同条第三項の規定の適用は追加する区域に限るものとし、地域冷暖房区域が減少するときにあつては同項第一号及び第二号の</p>	<p>（地域冷暖房区域の変更）</p> <p><u>第十七条の十九</u> 知事は、前条第一項の規定により指定した地域冷暖房区域について、特定開発事業者又は地域エネルギー供給事業者からの申請に基づき、地域冷暖房区域の変更を行うことができる。</p> <p>2 前条の規定は、前項の規定により変更を行う場合に準用する。この場合において、同条第一項の規定中「地域エネルギー供給計画書又は地域エネルギー供給実績報告書に記載するエネルギー供給を行う区域」とあるのは「変更後の地域冷暖房区域」と読み替えるものとし、新たな区域を地域冷暖房区域に追加するときにあつては同条第三項の規定の適用は追加する区域に限るものとし、地域冷暖房区域が減少するときにあつては同項第一号及び第二号の</p>	<p>（地域冷暖房区域の変更）</p> <p><u>第八条の二十一</u> 条例<u>第十七条の十八第一項</u>の規定による申請は、別記第二号様式の二十七による地域冷暖房区域変更申請書に、変更しようとする地域冷暖房区域を示す図面及び条例<u>第十七条の十七第一項</u>に規定する規則で定める基準への適合状況を示す書類を添付して行わなければならない。</p>	<p>（地域冷暖房区域の変更）</p> <p><u>第八条の二十</u> 条例<u>第十七条の十九第一項</u>の規定による申請は、別記第二号様式の二十六による地域冷暖房区域変更申請書に、変更しようとする地域冷暖房区域を示す図面及び条例<u>第十七条の十八第一項</u>に規定する規則で定める基準への適合状況を示す書類を添付して行わなければならない。</p>

条例（改正案）	条例（現行）	条例施行規則（改正案）	条例施行規則（現行）
<p>規定は適用せず、同項第三号の規定中「指定しようとする区域」とあるのは「指定を取り消そうとする区域」と読み替えるものとする。</p>	<p>規定は適用せず、同項第三号の規定中「指定しようとする区域」とあるのは「指定を取り消そうとする区域」と読み替えるものとする。</p>		
<p>（地域冷暖房区域の指定の取消し）</p> <p><u>第十七条の十九</u> 知事は、<u>第十七条の十七第一項</u>の規定により指定され、又は前条第一項の規定により変更された地域冷暖房区域に係るエネルギーの供給の状況が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該地域冷暖房区域の指定を取り消すことができる。</p> <p>一 地域エネルギー供給実績報告書において、エネルギー供給の効率の値が規則で定める期間、規則で定める基準を下回り、改善の見込みがないとき。</p> <p>二 地域エネルギー供給実績報告書において、熱の供給量が規則で定める期間、<u>第十七条の十七第一項</u>の規則で定める熱の量を下回り、回復の見込みがないとき。</p> <p>三 地域エネルギー供給事業者が、当該地域冷暖房区域へのエネルギー供給を廃止したとき。</p> <p>四 地域冷暖房区域の指定の公示後、地域エネルギー供給事業者が、規則で定める期間、エネルギー供給を行わないとき。</p> <p>五 地域エネルギー供給実績報告書において、規則で定めるところにより<u>第十七条の十第一項第六号</u>の規則で定める事項に係る<u>第十七条の十七第一項</u>の規則で定める基準を満たさなくなったとき。</p> <p>2 知事は、前項の取消しに当たっては、あらかじめ、次に掲げる者の意見を聴くものとする。</p> <p>一 専門的知識を有する者</p> <p>二 取消しに係る地域冷暖房区域を管轄する特別区の区長及び市町村長</p> <p>3 知事は、第一項の規定により地域冷暖房区域の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>（地域冷暖房区域の指定の取消し）</p> <p><u>第十七条の二十</u> 知事は、<u>第十七条の十八第一項</u>の規定により指定され、又は前条第一項の規定により変更された地域冷暖房区域に係るエネルギーの供給の状況が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該地域冷暖房区域の指定を取り消すことができる。</p> <p>一 地域エネルギー供給実績報告書において、エネルギー供給の効率の値が規則で定める期間、規則で定める基準を下回り、改善の見込みがないとき。</p> <p>二 地域エネルギー供給実績報告書において、熱の供給量が規則で定める期間、<u>第十七条の十八第一項</u>の規則で定める熱の量を下回り、回復の見込みがないとき。</p> <p>三 地域エネルギー供給事業者が、当該地域冷暖房区域へのエネルギー供給を廃止したとき。</p> <p>四 地域冷暖房区域の指定の公示後、地域エネルギー供給事業者が、規則で定める期間、エネルギー供給を行わないとき。</p> <p>五 地域エネルギー供給実績報告書において、規則で定めるところにより<u>第十七条の十一第一項第六号</u>の規則で定める事項に係る<u>第十七条の十八第一項</u>の規則で定める基準を満たさなくなったとき。</p> <p>2 知事は、前項の取消しに当たっては、あらかじめ、次に掲げる者の意見を聴くものとする。</p> <p>一 専門的知識を有する者</p> <p>二 取消しに係る地域冷暖房区域を管轄する特別区の区長及び市町村長</p> <p>3 知事は、第一項の規定により地域冷暖房区域の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>（地域冷暖房区域の指定の取消し）</p> <p><u>第八条の二十二</u> 条例<u>第十七条の十九第一項第一号</u>及び第二号に規定する規則で定める期間は、連続する三箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあつては、当該年度を除く三箇年度）とする。</p> <p>2 条例<u>第十七条の十九第一項第一号</u>に規定する規則で定める基準は、別表第一の四 一の部の上欄に掲げる供給するエネルギーの熱媒体の区分に応じ当該下欄に定める値とする。</p> <p>3 条例<u>第十七条の十九第一項第四号</u>に規定する規則で定める期間は、地域冷暖房区域の指定の公示の日の属する年度を除く連続する五箇年度とする。</p> <p>4 条例<u>第十七条の十九第一項第五号</u>の規定により基準を満たさなくなるときは、連続する三箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあつては、当該年度を除く三箇年度）において、別表第一の四 二の部の上欄に掲げる窒素酸化物の量が当該下欄に掲げる量を超え、かつ、改善の見込みがないときとする。</p>	<p>（地域冷暖房区域の指定の取消し）</p> <p><u>第八条の二十一</u> 条例<u>第十七条の二十第一項第一号</u>及び第二号に規定する規則で定める期間は、連続する三箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあつては、当該年度を除く三箇年度）とする。</p> <p>2 条例<u>第十七条の二十第一項第一号</u>に規定する規則で定める基準は、別表第一の四 一の部の上欄に掲げる供給するエネルギーの熱媒体の区分に応じ当該下欄に定める値とする。</p> <p>3 条例<u>第十七条の二十第一項第四号</u>に規定する規則で定める期間は、地域冷暖房区域の指定の公示の日の属する年度を除く連続する五箇年度とする。</p> <p>4 条例<u>第十七条の二十第一項第五号</u>の規定により基準を満たさなくなるときは、連続する三箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあつては、当該年度を除く三箇年度）において、別表第一の四 二の部の上欄に掲げる窒素酸化物の量が当該下欄に掲げる量を超え、かつ、改善の見込みがないときとする。</p>
<p>（熱供給の受入検討義務）</p> <p><u>第十七条の二十</u> <u>第十七条の十七第一項</u>の規定によ</p>	<p>（熱供給の受入検討義務）</p> <p><u>第十七条の二十一</u> <u>第十七条の十八第一項</u>の規定に</p>	<p>（熱供給の受入検討義務）</p> <p><u>第八条の二十三</u> 条例<u>第十七条の二十第一項</u>に規定</p>	<p>（熱供給の受入検討義務）</p> <p><u>第八条の二十二</u> 条例<u>第十七条の二十一第一項</u>に規</p>



条例（改正案）	条例（現行）	条例施行規則（改正案）	条例施行規則（現行）
<p>り知事が指定し、又は<u>第十七条の十八第一項</u>の規定により知事が変更した地域冷暖房区域において、規則で定める規模を超える建築物の新築等をしようとする者及び規則で定める規模を超える建築物に設置されている規則で定める熱源機器の更新をしようとする当該建築物の所有者又は管理者（以下「<u>熱供給の受入検討建築主等</u>」という。）は、<u>特定開発区域等脱炭素化指針</u>に基づき、当該地域冷暖房区域に係る地域エネルギー供給事業者とその供給する熱の<u>受入れ</u>について協議し、検討しなければならない。</p> <p>2 熱供給の受入検討建築主等は、規則で定めるところにより、前項の協議及び検討結果を、知事に届け出なければならない。</p>	<p>より知事が指定し、又は<u>第十七条の十九第一項</u>の規定により知事が変更した地域冷暖房区域において、規則で定める規模を超える建築物の新築等をしようとする者及び規則で定める規模を超える建築物に設置されている規則で定める熱源機器の更新をしようとする当該建築物の所有者又は管理者（以下「<u>熱供給の受入検討建築主等</u>」という。）は、<u>エネルギー有効利用指針</u>に基づき、当該地域冷暖房区域に係る地域エネルギー供給事業者とその供給する熱の<u>受入れ</u>について協議し、検討しなければならない。</p> <p>2 熱供給の受入検討建築主等は、規則で定めるところにより、前項の協議及び検討結果を、知事に届け出なければならない。</p>	<p>する新築等をしようとする建築物の規則で定める規模は、<u>第八条の十九第一項</u>に規定する規模とする。</p> <p>2 <u>条例第十七条の二十第一項</u>に規定する規則で定める熱源機器の更新をしようとする建築物の規則で定める規模は、<u>第八条の十九第二項</u>に規定する規模とする。</p> <p>3 <u>条例第十七条の二十第一項</u>に規定する規則で定める熱源機器の更新は、建築物の延べ面積の過半に熱の供給を行う熱源機器の冷熱又は温熱の供給能力（当該熱源機器が複数ある場合にあっては、その合計）の過半に相当する更新とする。</p> <p>4 <u>条例第十七条の二十第二項</u>の規定による届出は、次の各号に掲げる熱供給の受入検討建築主等の区分に応じ、当該各号に定める日までに、<u>別記第二号様式の二十八</u>による熱供給受入検討結果届出書に、<u>特定開発区域等脱炭素化指針</u>に基づき作成する地域エネルギー供給事業者との協議内容、供給する熱の<u>受入れ</u>に関する検討状況その他必要な事項を示す書類を添付して行わなければならない。</p> <p>一 <u>条例第十七条の二十第一項</u>に規定する規則で定める規模を超える建築物の新築等をしようとする者 当該建築物について建築物環境計画書を提出する日</p> <p>二 <u>条例第十七条の二十第一項</u>に規定する規則で定める規模を超える建築物に設置されている規則で定める熱源機器の更新をしようとする当該建築物の所有者又は管理者 当該熱源機器の更新に着手する日の六十日前</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する者が同号に規定する建築物において地域エネルギー供給事業者の供給する熱を受け入れるときは、当該建築物に係る建築物環境計画書の提出をもって同項の届出に代えることができる。</p>	<p>定する新築等をしようとする建築物の規則で定める規模は、<u>第八条の十八第一項</u>に規定する規模とする。</p> <p>2 <u>条例第十七条の二十一第一項</u>に規定する規則で定める熱源機器の更新をしようとする建築物の規則で定める規模は、<u>第八条の十八第二項</u>に規定する規模とする。</p> <p>3 <u>条例第十七条の二十一第一項</u>に規定する規則で定める熱源機器の更新は、建築物の延べ面積の過半に熱の供給を行う熱源機器の冷熱又は温熱の供給能力（当該熱源機器が複数ある場合にあっては、その合計）の過半に相当する更新とする。</p> <p>4 <u>条例第十七条の二十一第二項</u>の規定による届出は、次の各号に掲げる熱供給の受入検討建築主等の区分に応じ、当該各号に定める日までに、<u>別記第二号様式の二十七</u>による熱供給受入検討結果届出書に、<u>エネルギー有効利用指針</u>に基づき作成する地域エネルギー供給事業者との協議内容、供給する熱の<u>受入れ</u>に関する検討状況その他必要な事項を示す書類を添付して行わなければならない。</p> <p>一 <u>条例第十七条の二十一第一項</u>に規定する規則で定める規模を超える建築物の新築等をしようとする者 当該建築物について建築物環境計画書を提出する日</p> <p>二 <u>条例第十七条の二十一第一項</u>に規定する規則で定める規模を超える建築物に設置されている規則で定める熱源機器の更新をしようとする当該建築物の所有者又は管理者 当該熱源機器の更新に着手する日の六十日前</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する者が同号に規定する建築物において地域エネルギー供給事業者の供給する熱を受け入れるときは、当該建築物に係る建築物環境計画書の提出をもって同項の届出に代えることができる。</p>
<p>（指導及び助言） <u>第十七条の二十一</u> 知事は、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、エネルギー利用に係る事業</p>	<p>（指導及び助言） <u>第十七条の二十二</u> 知事は、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、利用可能エネルギーに係る事業</p>		

条例（改正案）	条例（現行）	条例施行規則（改正案）	条例施行規則（現行）
<p>者、他の地域エネルギー供給事業者、熱電併給設備を設置しようとする事業者、熱電併給設備の所有者若しくは管理者、エネルギー供給受入者又は熱供給の受入検討建築主等が行う次に掲げる事項が<u>特定開発区域等脱炭素化指針</u>に照らして不十分であると認めるときは、これらの者に対し、<u>特定開発区域等脱炭素化指針</u>に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。</p> <p>一 <u>第十七条の四第一項</u>の規定による目標値の設定及び検討 (削る)</p> <p>二 <u>第十七条の九</u>の規定による措置</p> <p>三 <u>第十七条の十第四項</u>の規定による検討</p> <p>四 <u>第十七条の十六第一項、第二項又は第五項</u>の規定による協力</p> <p>五 <u>第十七条の十六第三項</u>の規定による設置</p> <p>六 <u>第十七条の十六第四項</u>の規定による提供</p> <p>七 前条第一項の規定による協議又は検討</p>	<p>業者、他の地域エネルギー供給事業者、熱電併給設備を設置しようとする事業者、熱電併給設備の所有者若しくは管理者、エネルギー供給受入者又は熱供給の受入検討建築主等が行う次に掲げる事項が<u>エネルギー有効利用指針</u>に照らして不十分であると認めるときは、これらの者に対し、<u>エネルギー有効利用指針</u>に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。</p> <p>一 <u>第十七条の四</u>の規定による目標値の設定</p> <p>二 <u>第十七条の五、第十七条の六又は第十七条の十一第四項</u>の規定による検討</p> <p>三 <u>第十七条の十</u>の規定による措置 (新設)</p> <p>四 <u>第十七条の十七第一項、第二項又は第五項</u>の規定による協力</p> <p>五 <u>第十七条の十七第三項</u>の規定による設置</p> <p>六 <u>第十七条の十七第四項</u>の規定による提供</p> <p>七 前条第一項の規定による協議又は検討</p>		
<p>(勧告)</p> <p><u>第十七条の二十二</u> 知事は、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者又は熱供給の受入検討建築主等が、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>一 <u>第十七条の四第二項、第十七条の五、第十七条の七、第十七条の十第一項、第十七条の十一第一項若しくは第二項、第十七条の十三、第十七条の十四又は第十七条の二十第二項</u>の規定による提出又は届出をしなかったとき。</p> <p>二 <u>第十七条の六第一項、第十七条の八第一項、第十七条の十二第一項又は第十七条の十五第一項</u>の規定による公表をしなかったとき。</p> <p>三 正当な理由なく前条第一号（目標値の設定に係る部分に限る。）、第二号又は第七号（協議に係る部分に限る。）の規定による指導及び助言に従わず、かつ、<u>特定開発区域等脱炭素化指針</u>に照らして、<u>地域における脱炭素化を推進するための措置</u></p>	<p>(勧告)</p> <p><u>第十七条の二十三</u> 知事は、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者又は熱供給の受入検討建築主等が、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>一 <u>第十七条の七、第十七条の八、第十七条の十一第一項、第十七条の十二第一項若しくは第二項、第十七条の十四、第十七条の十五又は第十七条の二十一第二項</u>の規定による提出又は届出をしなかったとき。</p> <p>二 <u>第十七条の九第一項、第十七条の十三第一項又は第十七条の十六第一項</u>の規定による公表をしなかったとき。</p> <p>三 正当な理由なく前条第一号、第三号又は第七号（協議に係る部分に限る。）の規定による指導及び助言に従わず、かつ、<u>エネルギーの有効利用を推進するための措置</u>が著しく不十分であるとき。</p>		

条例（改正案）	条例（現行）	条例施行規則（改正案）	条例施行規則（現行）
<p>が著しく不十分であるとき。</p> <p>2 知事は、前項第三号の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。</p>	<p>2 知事は、前項第三号の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。</p>		
<p>第六章 雑則</p> <p>第一百五十二条の二（現行のとおり）</p>	<p>第六章 雑則</p> <p>第一百五十二条の二（略）</p>		
<p>（立入調査）</p> <p>第一百五十三条（現行のとおり）</p> <p>2 知事は、<u>第十七条の二十一、第十七条の二十二第一項及び第一百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、エネルギー利用に係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、熱電併給設備を設置しようとする事業者、熱電併給設備の所有者若しくは管理者、エネルギー供給受入者又は熱供給の受入検討建築主等の同意を得て、特定開発区域等、エネルギー供給を行う区域又はこれに隣接し、若しくは近接する区域、これらの区域内の建築物、エネルギーを供給する施設又は熱電併給設備の存する施設、脱炭素化を推進することが可能なエネルギーを利用する場所その他の場所に立ち入り、特定開発区域等脱炭素化指針に基づく環境への負荷の低減のための措置について調査させることができる。</u></p> <p>3 知事は、第二十四条、第二十五条及び第一百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者又はマンション販売等受託者の同意を得て、その建築物等、事務所その他の場所に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置、マンション環境性能表示の表示又は環境性能評価書の交付の実施状況について調査させることができる。</p> <p>4（現行のとおり）</p> <p>5 前各項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、当該各項に規定する者その他の関係人に提示しなければならない。</p>	<p>（立入調査）</p> <p>第一百五十三条（略）</p> <p>2 知事は、<u>第十七条の二十二、第十七条の二十三第一項及び第一百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、利用可能エネルギーに係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、熱電併給設備を設置しようとする事業者、熱電併給設備の所有者若しくは管理者、エネルギー供給受入者又は熱供給の受入検討建築主等の同意を得て、特定開発区域等、エネルギー供給を行う区域又はこれに隣接し、若しくは近接する区域、これらの区域内の建築物、エネルギーを供給する施設又は熱電併給設備の存する施設、再生可能エネルギー及び有効利用を図ることが可能なエネルギーを利用する場所その他の場所に立ち入り、エネルギー有効利用指針に基づく環境への負荷の低減のための措置について調査させることができる。</u></p> <p>3 知事は、第二十四条、第二十五条及び第一百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者又はマンション販売等受託者の同意を得て、その建築物等、事務所その他の場所に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置、エネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値に係る措置、マンション環境性能表示又は環境性能評価書の交付の実施状況について調査させることができる。</p> <p>4（略）</p> <p>5 前各項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、当該各項に規定する者その他の関係人に提示しなければならない。</p>	<p>（立入検査証等）</p> <p>第八十一条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 条例第一百五十三条第五項の規定による証明書の様式は、別記第三十八号様式のとおりとする。</p>	<p>（立入検査証等）</p> <p>第八十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 条例第一百五十三条第五項の規定による証明書の様式は、別記第三十八号様式のとおりとする。</p>
<p>（報告の徴収）</p>	<p>（報告の徴収）</p>		

条例（改正案）	条例（現行）	条例施行規則（改正案）	条例施行規則（現行）
<p>第百五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、温室効果ガス排出事業者、口座名義人、登録検証機関、特定エネルギー供給事業者、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、<u>エネルギー利用</u>に係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、エネルギー供給受入者、熱供給の受入検討建築主等、建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者、マンション販売等受託者、特定家庭用機器販売事業者又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。</p> <p>2 （現行のとおり）</p>	<p>第百五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、温室効果ガス排出事業者、口座名義人、登録検証機関、特定エネルギー供給事業者、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、<u>利用可能エネルギー</u>に係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、エネルギー供給受入者、熱供給の受入検討建築主等、建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者、マンション販売等受託者、特定家庭用機器販売事業者又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。</p> <p>2 （略）</p>		
<p>（違反者の公表）</p> <p>第百五十六条 知事は、第五条の六第一項、第八条の四第一項、第九条第一項若しくは第二項、第九条の七、<u>第十七条の二十二第一項</u>、第二十五条、第二十五条の八、第三十二条、第三十六条、第四十条、第四十八条、第五十六条又は第百二十条第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>3 （現行のとおり）</p> <p>4 知事は、前三項の公表をしようとする場合は、当該勧告又は命令を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。</p>	<p>（違反者の公表）</p> <p>第百五十六条 知事は、第五条の六第一項、第八条の四第一項、第九条第一項若しくは第二項、第九条の七、<u>第十七条の二十三第一項</u>、第二十五条、第二十五条の八、第三十二条、第三十六条、第四十条、第四十八条、第五十六条又は第百二十条第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 知事は、前三項の公表をしようとする場合は、当該勧告又は命令を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。</p>		
<p>第七章 罰則</p> <p>第百六十三条 次の各号の一に該当する者は、科料に処する。</p> <p>一 第二十八条第一項若しくは第二項若しくは第九十九条の規定による計画書又は第百十一条第二項の規定による方法書を提出しなかった者</p> <p>二 第五条の九第一項若しくは第二項、第八条の十第一項、第八条の十一第一項若しくは第二項、第八十七条（第九十三条第一項の規定により準用する場合を含む。）又は第八十八条第三項（第九十三条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>	<p>第七章 罰則</p> <p>第百六十三条 次の各号の一に該当する者は、科料に処する。</p> <p>一 第二十八条第一項若しくは第二項若しくは第九十九条の規定による計画書又は第百十一条第二項の規定による方法書を提出しなかった者</p> <p>二 第五条の九第一項若しくは第二項、第八条の十第一項、第八条の十一第一項若しくは第二項、第八十七条（第九十三条第一項の規定により準用する場合を含む。）又は第八十八条第三項（第九十三条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>		

条例（改正案）	条例（現行）	条例施行規則（改正案）	条例施行規則（現行）
<p>三 第五条の九第四項、第二十九条、第一百条第一項又は第百五十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p>	<p>三 第五条の九第四項、第二十九条、第一百条第一項又は第百五十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p>		
<p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例中第一条並びに附則第二項から第五項まで及び第七項の規定は令和六年四月一日から、第二条並びに附則第六項及び第八項の規定は令和七年四月一日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 第一条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「第一条による改正前の条例」という。）<u>第九条の三の規定によりエネルギー環境計画書を提出した特定エネルギー供給事業者に対する当該エネルギー環境計画書に係る第一条による改正前の条例の規定の適用については、なお従前の例による。</u> 3 第一条の規定の施行の日前に第一条による改正前の条例第十七条の七の規定によりエネルギー有効利用計画書が提出された場合における第一条による改正前の条例第十七条の三第一項に規定する特定開発事業者、第一条による改正前の条例第十七条の十七第一項に規定する利用可能エネルギーに係る事業者及び同条第二項に規定する他の地域エネルギー供給事業者に対する当該エネルギー有効利用計画書に係る第一条による改正前の条例の規定の適用については、なお従前の例による。 4 第一条の規定の施行の日前に第一条による改正前の条例第十七条の十一第一項の規定により地域エネルギー供給計画書が提出された場合における第一条による改正前の条例第十七条の三第一項に規定する特定開発事業者、同項に規定する地域エネルギー供給事業者、第一条による改正前の条例第十七条の十七第一項に規定する利用可能エネルギーに係る事業者、同条第二項に規定する他の地域エネルギー供給事業者、同条第三項に規定する熱電併給設備を設置しようとする事業者、同条第四項に規定</p>		<p><u>附 則</u> 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。 2 この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第八条の三第五項に規定する特定日がこの規則の施行の日から令和七年一月二十五日までの間にある場合における同項の規定の適用については、同項中「三百日」とあるのは、「百八十日」とする。 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第二号様式の十五、第二号様式の十七から第二号様式の二十七まで、第三号様式の二及び第五号様式の四による用紙で、現に残存するものは、<u>所要の修正を加え、なお使用することができる。</u></p>	

条例（改正案）	条例（現行）	条例施行規則（改正案）	条例施行規則（現行）
<p>する熱電併給設備の所有者又は管理者及び同条第五項に規定するエネルギー供給受入者に対する当該地域エネルギー供給計画書に係る第一条による改正前の条例の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>5 第一条の規定の施行の日前に第一条による改正前の条例第二十一条又は第二十一条の二第一項の規定により建築物環境計画書を提出した建築主に対する当該建築物環境計画書に係る第一条による改正前の条例の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>6 第二条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「第二条による改正前の条例」という。)第二十一条又は第二十一条の二第一項の規定により建築物環境計画書を提出した建築主に対する当該建築物環境計画書に係る第二条による改正前の条例の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>7 第一条の規定の施行前にした行為及び附則第二項から第五項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>8 第二条の規定の施行前にした行為及び附則第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>			

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号、令和4年東京都規則第236号最終改正） 別表及び別記様式 新旧対照表

改正案	現行																
<p>別表第一の四 地域冷暖房区域の指定基準（第八条の十八関係）</p> <p>一 エネルギー供給を行う区域において供給する熱のエネルギー効率の値の基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給するエネルギーの熱媒体</th> <th style="text-align: center;">熱のエネルギー効率の値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒸気が含まれていない場合</td> <td style="text-align: center;">〇・九〇</td> </tr> <tr> <td>蒸気が含まれている場合</td> <td style="text-align: center;">〇・八五</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>一から三まで（現行のとおり）</p> <p>四 二（五）において、<u>一般廃棄物の焼却施設において廃棄物の焼却により排出される熱、下水汚泥の焼却に伴い排出される熱</u>その他知事が認める熱については、単位発熱量はゼロとする。</p> <p>五（現行のとおり）</p> <p>二 条例第十七条の十第一項第六号の規則で定める事項のうち、<u>第八条の十第三項第三号の量に係る基準</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">窒素酸化物の量</td> <td style="width: 50%;">四十立方センチメートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（現行のとおり）</p>	供給するエネルギーの熱媒体	熱のエネルギー効率の値	蒸気が含まれていない場合	〇・九〇	蒸気が含まれている場合	〇・八五	窒素酸化物の量	四十立方センチメートル	<p>別表第一の四 地域冷暖房区域の指定基準（第八条の十七関係）</p> <p>一 エネルギー供給を行う区域において供給する熱のエネルギー効率の値の基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給するエネルギーの熱媒体</th> <th style="text-align: center;">熱のエネルギー効率の値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒸気が含まれていない場合</td> <td style="text-align: center;">〇・九〇</td> </tr> <tr> <td>蒸気が含まれている場合</td> <td style="text-align: center;">〇・八五</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>一から三まで（略）</p> <p>四 二（五）において、<u>第八条の四の表の一の項の下欄に掲げる（一）及び（二）の熱</u>その他知事が認める熱については、単位発熱量はゼロとする。</p> <p>五（略）</p> <p>二 条例第十七条の十一第一項第六号の規則で定める事項のうち、<u>第八条の九第三項第三号の量に係る基準</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">窒素酸化物の量</td> <td style="width: 50%;">四十立方センチメートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>	供給するエネルギーの熱媒体	熱のエネルギー効率の値	蒸気が含まれていない場合	〇・九〇	蒸気が含まれている場合	〇・八五	窒素酸化物の量	四十立方センチメートル
供給するエネルギーの熱媒体	熱のエネルギー効率の値																
蒸気が含まれていない場合	〇・九〇																
蒸気が含まれている場合	〇・八五																
窒素酸化物の量	四十立方センチメートル																
供給するエネルギーの熱媒体	熱のエネルギー効率の値																
蒸気が含まれていない場合	〇・九〇																
蒸気が含まれている場合	〇・八五																
窒素酸化物の量	四十立方センチメートル																
<p>別記第二号様式の十七 <u>第8条の3関係 特定開発区域等脱炭素化方針提出書、条例第17条の4第2項</u></p> <p>別記第二号様式の十八 <u>第8条の4関係、特定開発事業者氏名等変更届出書、条例第17条の5</u></p> <p>別記第二号様式の十九 <u>第8条の4関係、特定開発区域等脱炭素化方針変更届出書、条例第17条の5</u></p> <p>別記第二号様式の二十 <u>第8条の7関係、特定開発区域等脱炭素化報告書提出書、条例第17条の7</u></p> <p>別記第二号様式の二十一 <u>第8条の10関係 条例第17条の10第1項</u></p> <p>別記第二号様式の二十二 <u>第8条の11関係 条例第17条の11第1項 地域エネルギー供給事業者</u></p> <p>別記第二号様式の二十三 <u>第8条の11関係 条例第17条の11第2項</u></p> <p>別記第二号様式の二十四 <u>第8条の14関係 条例第17条の13</u></p> <p>別記第二号様式の二十五 <u>第8条の15関係 条例第17条の14</u></p> <p>別記第二号様式の二十六 <u>第8条の18関係 条例第17条の17第1項</u></p> <p>別記第二号様式の二十七 <u>第8条の21関係 条例第17条の18第1項</u></p> <p>別記第二号様式の二十八 <u>第8条の23関係 条例第17条の20第2項 の受入れ</u></p>	<p>別記第二号様式の十七 <u>第8条の5関係 エネルギー有効利用計画書提出書、条例第17条の7</u></p> <p>別記第二号様式の十八 <u>第8条の6関係、特定開発事業者氏名等変更届出書、条例第17条の8</u></p> <p>別記第二号様式の十九 <u>第8条の6関係、エネルギー有効利用計画書変更届出書、条例第17条の8</u> （新設）</p> <p>別記第二号様式の二十 <u>第8条の9関係 条例第17条の11第1項 エネルギー有効利用計画書など</u></p> <p>別記第二号様式の二十一 <u>第8条の10関係 条例第17条の12第1項 地域エネルギー供給計画事業者</u></p> <p>別記第二号様式の二十二 <u>第8条の10関係 条例第17条の12第2項</u></p> <p>別記第二号様式の二十三 <u>第8条の13関係 条例第17条の14</u></p> <p>別記第二号様式の二十四 <u>第8条の14関係 条例第17条の15</u></p> <p>別記第二号様式の二十五 <u>第8条の17関係 条例第17条の18第1項</u></p> <p>別記第二号様式の二十六 <u>第8条の20関係 条例第17条の19第1項</u></p> <p>別記第二号様式の二十七 <u>第8条の22関係 条例第17条の21第2項 の受入</u></p>																